

ひまわり団地

宅地分譲販売のご案内

桐生市



市公式 HP はこちら▶



物件の概要

所在地	群馬県桐生市黒保根町宿廻地内				
地目	宅地	販売区画数	9区画		
施設	道路	市道 幅員 5m・6m (簡易アスファルト舗装)			
	上水道	桐生市水道局工務課給水係 (各宅地まで配管済)			
	下水道	無 (区画毎に合併処理浄化槽の設置要)			
	ガス	プロパンガス			
	公園	1カ所			
用途地域	都市計画区域外	建ぺい率	70%	容積率	400%
交通	わたらせ渓谷鐵道本宿駅より約 1.1km (徒歩約 14分・車約 3分)				

価格表

区画番号	面積(m ²)	分譲価格(円)	単価(1 m ² あたり) (円)	備考
1	428.31	2,244,000	5,239	電柱
2	351.04	1,787,000	5,091	
3	354.68	1,805,000	5,089	
4	347.50	1,769,000	5,091	電柱
5	354.72	1,823,000	5,139	
6	335.19	1,756,000	5,239	電柱・支線 2 条
7	381.79	1,863,000	4,880	
8	341.82	1,688,000	4,938	
9	329.20	1,656,000	5,030	電柱・支線 4 条

注) 単価 = 販売価格 / 面積、ただし端数処理しています。



1 販売条件

(1)ご自身または三親等以内の親族が居住する住宅または店舗併用住宅（建築面積 60 平方メートル以上）を売買契約締結の日から 3 年以内に建築し、生活の本拠とする人。

注：店舗併用住宅をご希望の方は事前にご相談ください。

(2)販売代金を一括で、市が指定する期日までに支払うことができる人。

※すでに宅地を所有している人も可能です。

(3)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に定める暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している人でないこと。

2 支援事業

(1)桐生市黒保根地域定住促進奨励金

過疎地域対策事業の一環として市内外からの定住を促進するため、その必要な助成を行うもので、住宅新築等祝金などの奨励金の支給を受けることが出来ます。【窓口：黒保根支所地域振興整備課産業振興係】

(2)きりゅう暮らし応援事業

住宅取得費用の一部を助成する、きりゅう暮らし応援事業（住宅取得助成）補助金も利用できます。詳しいことは、建築住宅課へお問い合わせください。

【電話：0277-46-1111（内線 633）】

(3)浄化槽設置整備事業

公共下水道の事業認可区域外で、地域し尿処理施設及び農業集落排水等の生活雑排水処理施設整備計画のない地域に設置するときに補助金の交付があります。詳しいことは、桐生市水道局下水道課維持係へお問い合わせください。【電話：0277-46-1111（内線 752）】

3 申込み方法

(1)受付時間

随時受付中です。

平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(2)受付場所

桐生市黒保根支所地域振興整備課建設係

(3)申込み書類

①購入申込書 1 通

②住民票（世帯全員の写し） 1 通

（同居予定者の中に、現在別居している人がいる場合には、それぞれの世帯全員の住民票が必要です。）

4 申込みのご注意

(1)区画図・現地等をよく確認のうえ、希望の区画を選び、区画番号を申込書に記入してください。

(2)宅地内に設置してある電柱、支柱、支線は、移動はできません。

(3)次のような不正な申込みはすべて無効です。また、不正な申込みが判明した場合は失格となります。

- ・同居予定者を偽って記載するなどの虚偽記載
- ・申込者本人とその同居予定者がそれぞれ申し込む
- ・購入の意思のない者に申し込みを依頼する

(4)提出された書類等は返却いたしません。

(5)申し込み受付後の変更及び取消は一切できませんので、申し込み前に十分検討してください。

5 契約

販売が決定した日から30日以内に土地売買契約を締結できない場合は無効となります。

(1)場所 桐生市黒保根支所 1階 会議室

(2)当日持参するもの

- ① 申込者の印鑑登録証明書 1通（登記申請用）
- ② 申込者の実印（印鑑登録証明書に記載のもの）
- ③ 収入印紙（契約金額500万円以下1千円） 1枚
- ④ 登録免許税

（区画ごとに異なりますので、契約の方にそれぞれお知らせいたします。）

なお、共有者がいる方は、共有者の印鑑登録証明書、実印もご持参ください。

- ⑤ 販売代金

売買契約締結後1ヶ月以内に、全額を市指定の口座にお振込みください。

6 登記について

販売代金の振り込み確認後、桐生市にて所有権移転登記を行います。

(1)土地の登記名義人は申込者（契約者）に限ります。ただし、申込者の持ち分を2分の1以上として、分譲申込書に同居予定者と記載した親族との共有は可能です。

(2)所有権移転登記に要する登録免許税、及び土地取引後の土地に係る税金等は、譲受人の負担となります。

7 土地の引渡

(1)所有権移転登記完了後速やかに行います。

(2)「登記識別情報通知」（不動産登記法改正前の権利証に代わるもの）をお渡ししますので、実印をご持参ください。

8 住宅建築上の注意について

別紙1「ひまわり団地建築指導要綱」のとおり

9 別途諸費用について

- (1) 所有権移転登記に伴う登録免許税（区画により異なります）
- (2) 水道加入金及び手数料

メーターの口径	金額（税込）
13mm	33,000円
20mm	82,500円

- ・給水申込審査手数料 1件につき1,500円
- ・工事検査手数料 1件につき1,500円

※ 配水管の取り出し部分から個人の財産となります。

10 その他

- (1)販売区画内にある電柱及び支線、支柱の移設はできませんので、現地をよくご確認のうえ申し込んでください。
- (2)自ら居住する住宅用地の販売です。本土地内に事務所、店舗、その他これらに類する用途の施設建設や、看板等の広告物の設置はできません。ただし、店舗併用住宅の場合はこの限りではありません。事前にご相談ください。

11 お問い合わせ

〒376-0196

群馬県桐生市黒保根町水沼 182 番地 3

桐生市黒保根支所地域振興整備課 建設係

Tel : 0277-96-2110 Fax : 0277-96-2571

E-mail : k-chiikishinko@city.kiryu.lg.jp

別紙 1

ひまわり団地建築指導要綱

隣地からの後退	外壁を 1.5m 以上離すこと。ただし、1 区画については北側の擁壁と建物の基礎との間を 2.0m 以上離すこと。
建ぺい率	70%
容積率	400%
現況地盤の変更	切り取り、盛土は原則的に禁止する。ただし、特に必要な場合は、事前に協議し認めることもある。
広告物の設置	禁止。ただし、店舗併用住宅をご希望の場合はこの限りではありません、事前にご相談ください。
隣地境界	塀柵 生垣 フェンス 1.5m 以下とする。(隣接者と合意)
道路境界	原則として生垣が望ましい。1.5m 以下とする。
下水関係	<p>合併処理浄化槽の設置にあたっては、北側に設置する場合及び道路の U 字溝の脇に設置する場合は、それぞれそこから最低 1m 以上離し、そこから 3 分以上の緩勾配にして土工を行うこと。</p> <p>都合により 3 分以上取れない場合は、矢板等の処置を講じること。</p> <p>また、設置高の決定には特に注意すること（施工を間違えるとポンプアップで排水しなくてはなりません）。</p>
構築物	<p>既設擁壁上には、コンクリートその他の構築物の設置は禁止する（フェンスは除く）。</p> <p>基本的に既設擁壁等は形状の変更は認めない。</p> <p>ただし、特に必要な場合は、事前に協議し認めることもある。</p>